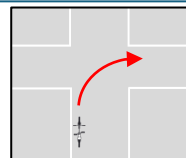


自転車ルール・マナー検定②

次の問題で正しい場合は○、間違っている場合は×にチェックを付けてください。

問1

自転車で交差点を右折するときは、右図のように最短距離で右折すればよい。



○
×

問2

高校生が自転車運転中に事故を起こし、裁判で9,000万円を超える賠償金の支払いを命じられた事例がある。

○
×

問3

スマートフォンを持って、電話をしながら自転車を運転することは青切符の対象になるが、画面を見ながら運転するだけであれば、青切符の対象ではない。

○
×

問4

夜間に自転車を運転するときは、橙色又は赤色の尾灯（テールライト）か、反射器材を備え付けてなければいけないが、尾灯を付ける場合は、点滅させなければならない。

○
×

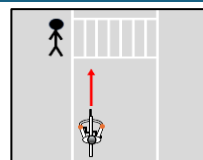
問5

県内の令和7年中の自転車による人身事故（死者・負傷者が発生した事故）では、出会い頭事故が最も多い。

○
×

問6

自転車で車道を走行中（右図）、歩行者が横断歩道を渡ろうとしている場合は、必ず一時停止しなければならない。



○
×

問7

「横断歩道」は歩行者のための場所であるが、歩行者の通行を妨げるおそれがない場合は、自転車に乗ったまま通行してもよい。

○
×

問8

いわゆる「電動アシスト自転車」は、モーターの補助率などのアシスト比率は法令により定められており、「電動アシスト自転車」と表示されている新車を購入する場合は、必ず法令の基準を満たしているので、安心して乗ることができる。

○
×

問9

ヘルメットを深く被ると目にかかるかもしれないので、浅く被る方がよい。



○
×

問10

14歳以上の者が、自転車で一時不停止や信号無視等の危険行為を行い、3年間に2回以上摘発された場合は、自転車運転者講習を受けなければならない。

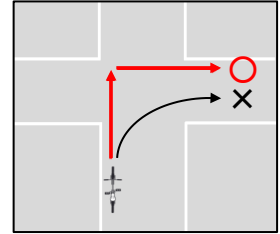
○
×

自転車ルール・マナー検定②

問題と解説

問 1

自転車で交差点を右折するときは、右図のように最短距離で右折すればよい。



× 自転車で交差点を右折するときは、「あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ交差点の側端に沿って徐行しなければならない」とされており、交差点の形状や信号機の有無に関わらず、いわゆる「二段階右折」をしなければいけません。

(道路交通法第34条第3項)

問 2

高校生が自転車運転中に事故を起こし、裁判で9,000万円を超える賠償金の支払いを命じられた事例がある。

○ 高校生による自転車事故での最高の賠償額は9,330万円です。その他にも、9,520万円、9,266万円など的高額賠償事例があります。石川県で自転車を運転するときは、自転車保険への加入が義務となっていますので、保険の加入状況を確認してみましょう。

(石川県自転車の安全で適正な利用及び活用の推進に関する条例第16条)

問 3

スマートフォンを持って、電話をしながら自転車を運転することは青切符の対象になるが、画面を見ながら運転するだけであれば、青切符の対象ではない。

× 自転車を運転するときは、携帯電話・スマートフォン等を使って通話したり、表示された画像を注視することが禁止されています。

通話、画像注視ともに青切符の対象であり、反則金1万2,000円の違反です。

(道路交通法第71条第5号の5)

自転車ルール・マナー検定②

問題と解説

問4

夜間に自転車を運転するときは、橙色又は赤色の尾灯（テールライト）か、反射器材を備え付けてなければいけないが、尾灯を付ける場合は、点滅させなければならない。



×

夜間に自転車を運転するときは、橙色又は赤色の灯火で、夜間、後方100mの距離から点灯を確認できる性能を有する尾灯が必要であり、点滅ではなく点灯しなければなりません。また、尾灯ではなく、反射器材の備え付けでもよいことは問題文のとおりです。

（石川県道路交通法施行細則第9条）

問5

県内の令和7年中の自転車による人身事故（死者・負傷者が発生した事故）では、出会い頭事故が最も多い。

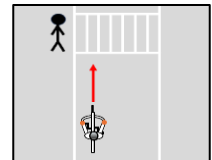


○

令和7年中は、出会い頭が約56%と最も多く、左折時が約21%、右折時が約13%と交差点での発生が多くなっています。交差点では、しっかりと安全確認をしましょう。

問6

自転車で車道を走行中（右図）、歩行者が横断歩道を渡ろうとしている場合は、必ず一時停止しなければならない。



○

横断歩道に接近する場合には、歩行者がいなかったことが明らかなきを除き、横断歩道の直前（停止線があるときはその直前）で停止することができるような速度で進行しなければなりません。

また、横断中又は横断しようとする歩行者がいるときは、横断歩道の直前で一時停止し、その通行を妨げないようにしなければなりません。

（道路交通法第38条第1項）

問7

「横断歩道」は歩行者のための場所であるが、歩行者の通行を妨げるおそれがない場合は、自転車に乗ったまま通行してもよい。



○

歩行者の通行を妨げるおそれのない場合、自転車に乗ったまま横断歩道を通行することができます。

（交通の方法に関する教則第3章第3節1(6)）

自転車ルール・マナー検定②

問題と解説

問8

いわゆる「電動アシスト自転車」は、モーターの補助率などのアシスト比率は法令により定められており、「電動アシスト自転車」と表示されている新車を購入する場合は、必ず法令の基準を満たしているの、安心して乗ることができる。

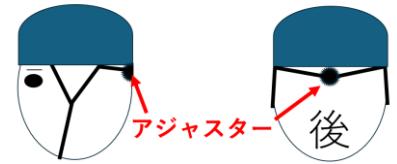


いわゆる「電動アシスト自転車」のアシスト比率等は、法令で定められていますが、「電動アシスト自転車」として売られている車両の中には、法令の基準を満たさない車両も存在します。電動アシスト自転車の基準を満たした車両として認定を受けた場合、車体に「TSマーク」が表示されていますので、「TSマーク」付きの自転車を選ぶようにしましょう。

(道路交通法施行規則第1条の3)

問9

ヘルメットを深く被ると目にかかるかもしれないので、浅く被る方がよい。



ヘルメットを浅く被ると、走行中の振動や事故の衝撃等でヘルメットが脱落するおそれがあります。ヘルメットの先端がまゆ毛のすぐ上にくるように被り、アジャスターやあごひもを調整して、ずれないようにしましょう。

問10

14歳以上の者が、自転車で一時不停止や信号無視等の危険行為を行い、3年間に2回以上摘発された場合は、自転車運転者講習を受けなければならない。



自転車運転者講習制度は14歳以上の運転者が対象となります。信号無視、通行区分違反（右側通行など）、一時停止違反、歩道通行時の通行方法違反、ブレーキのない自転車の運転等の危険行為を行い、3年以内に2回以上検挙された場合は、自転車運転者講習を受講しなければなりません。

(道路交通法第108条の2第1項第16号、第108条の3の5第2項)